

令和3年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表をすることが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているので、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—（※）	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—（※）	20.00%	40.00%
実質公債比率	2.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—（※）	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	—（※）	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	—（※）	
早川町農業集落排水事業特別会計	—（※）	
早川町温泉事業特別会計	—（※）	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」（該当なし）で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

令和2年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表することが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているので、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—（※）	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—（※）	20.00%	40.00%
実質公債比率	2.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—（※）	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	—（※）	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	—（※）	
早川町農業集落排水事業特別会計	—（※）	
早川町温泉事業特別会計	—（※）	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」（該当なし）で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

令和元年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表することが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているので、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—（※）	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—（※）	20.00%	40.00%
実質公債比率	2.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—（※）	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	—（※）	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	—（※）	
早川町農業集落排水事業特別会計	—（※）	
早川町温泉事業特別会計	—（※）	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」（該当なし）で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成30年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表することが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているので、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—(※)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—(※)	20.00%	40.00%
実質公債比率	1.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—(※)	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	—(※)	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	—(※)	
早川町農業集落排水事業特別会計	—(※)	
早川町温泉事業特別会計	—(※)	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」(該当なし)で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成29年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表することが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているので、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—（※）	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—（※）	20.00%	40.00%
実質公債比率	1.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—（※）	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	—（※）	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	—（※）	
早川町農業集落排水事業特別会計	—（※）	
早川町温泉事業特別会計	—（※）	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」（該当なし）で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成28年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表することが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているので、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—（※）	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—（※）	20.00%	40.00%
実質公債比率	1.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—（※）	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	—（※）	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	—（※）	
早川町農業集落排水事業特別会計	—（※）	
早川町温泉事業特別会計	—（※）	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」（該当なし）で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成27年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表をすることが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているので、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—(※)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—(※)	20.00%	40.00%
実質公債比率	1.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—(※)	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	—(※)	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	—(※)	
早川町農業集落排水事業特別会計	—(※)	
早川町温泉事業特別会計	—(※)	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」(該当なし)で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成26年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表をすることが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているため、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—(※)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—(※)	20.00%	40.00%
実質公債比率	2.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—(※)	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	—(※)	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	—(※)	
早川町農業集落排水事業特別会計	—(※)	
早川町温泉事業特別会計	—(※)	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」(該当なし)で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成25年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表することが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているので、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—（※）	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—（※）	20.00%	40.00%
実質公債比率	3.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—（※）	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	—（※）	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	—（※）	
早川町農業集落排水事業特別会計	—（※）	
早川町温泉事業特別会計	—（※）	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」（該当なし）で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成24年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表することが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているので、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—（※）	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—（※）	20.00%	40.00%
実質公債比率	4.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—（※）	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	—（※）	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	—（※）	
早川町農業集落排水事業特別会計	—（※）	
早川町温泉事業特別会計	—（※）	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」（該当なし）で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成23年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表をすることが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているので、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—(※)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—(※)	20.00%	40.00%
実質公債比率	6.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—(※)	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	—(※)	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	—(※)	
早川町農業集落排水事業特別会計	—(※)	
早川町温泉事業特別会計	—(※)	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」(該当なし)で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成22年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表をすることが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているため、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—(※)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—(※)	20.00%	40.00%
実質公債比率	8.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—(※)	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	—(※)	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	—(※)	
早川町農業集落排水事業特別会計	—(※)	
早川町温泉事業特別会計	—(※)	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」(該当なし)で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成 21 年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための 4 つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表をすることが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているので、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— (※)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	— (※)	20.00%	40.00%
実 質 公 債 比 率	9.4%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	— (※)	350.0%	

■資金不足比率

特 別 会 計 名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早 川 町 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	— (※)	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	— (※)	
早 川 町 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	— (※)	
早 川 町 温 泉 事 業 特 別 会 計	— (※)	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「—」（該当なし）で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成20年度決算に基づく早川町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。この法律により、町では財政の健全化を判断するための4つの指標の算定と、その結果を町民の皆さんに公表することが義務付けられ、また、健全化のための是正措置が必要となる基準が示され、その基準を超えた地方公共団体は健全化計画の策定が義務付けられました。

早川町の指標は、国が定める基準を下回っているので、財政状況は健全に運営されているものと判断されます。

■健全化判断比率

	町の健全化比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (※)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	— (※)	20.00%	40.00%
実質公債比率	10.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	28.0%	350.0%	

■資金不足比率

特別会計名	町の資金不足比率	経営健全化基準
早川町簡易水道事業特別会計	— (※)	20.0%
早川町特定環境保全公共下水道特別会計	— (※)	
早川町農業集落排水事業特別会計	— (※)	
早川町温泉事業特別会計	— (※)	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金比率は赤字額がないため「—」（該当なし）で表記しています。

【用語説明】

■実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

■実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。